

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2693号)

令和3年11月15日

横情審答申第2693号
令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成30年2月7日市広聴第1985号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に関し、①平成20年3月21日から平成29年3月27日最近改正迄の制定・改正の目的・趣旨及び検討文書・協議文書・資料メモ等のすべて（平成22年度以前の文書が該当）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に関し、①平成20年3月21日から平成29年3月27日最近改正迄の制定・改正の目的・趣旨及び検討文書・協議文書・資料メモ等のすべて（平成22年度以前の文書が該当）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に関し、①平成20年3月21日から平成29年3月27日最近改正迄の制定・改正の目的・趣旨及び検討文書・協議文書・資料メモ等のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月5日付で行った「「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に関し、①平成20年3月21日から平成29年3月27日最近改正迄の制定・改正の目的・趣旨及び検討文書・協議文書・資料メモ等のすべて（平成22年度以前の文書が該当）」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定する行政文書分類表（課等別）（以下「行政文書分類表」という。）において「広聴に関する要綱・要領等関係書類」に該当し、その保存期間は5年とされ、平成22年度以前に制定・改正した起案文書は、規則第13条第1項の規定により、保存期間の経過後に廃棄している。
- (2) 本件審査請求文書のうち検討文書等は、規則第10条第2項別表に規定する保存期間1年未満の軽易な文書に該当し、規則第13条第2項の規定により、廃棄している。
- (3) したがって、本件審査請求文書は、保存期間経過により廃棄済みの文書であり、

保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示請求に係る行政文書を全て開示するとの決定を求める。
- (2) 根拠規定を適用する理由欄記載のみでは、根拠規定を適用する理由とはならない。
- (3) 前記の理由は瑕しある決定処分であるから処分の取消しは免れない。

5 審査会の判断

(1) 「市民の声」事業について

ア 「市民の声」事業は、横浜市に様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等を受け止め、迅速な回答を行うとともに、本市の施策・事業に生かすことにより、市民満足度の向上及び共感と信頼の市政の推進に役立てることを目的としている。

イ 「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「本件要綱」という。）は、「市民の声」事業の事務処理について規定したものであり、「市民の声」事業に該当する投稿の受付、回答及び文書の取扱い等の基準並びに区局の各課における責務を定めている。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件開示請求に係る開示請求書及び本件審査請求に係る審査請求書の記載から、本件要綱が制定された平成20年3月21日から平成29年3月27日までの間における本件要綱の制定及び改正に係る起案文書並びに検討や協議のための行政文書（以下「本件検討文書等」という。）の全てについて開示を求めていると解される。

一方、本件審査請求文書は、平成22年度以前の本件要綱の制定及び改正に係る起案文書（以下「本件起案文書」という。）並びに検討や協議のための行政文書等である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件審査請求文書について保有していないとして本件処分を行ったほか、平成23年度以降に作成された本件要綱の改正に係る起案文書を特定して全部開示決定を行っている。他方、本件検討文書等のうち平成23年度以降のものについては処分の対象として特定していない。

そこで、本件審査請求文書に平成23年度以降の協議や検討のための行政文書を加えた本件起案文書及び本件検討文書等について、実施機関が保有していないかを以下検討する。

(3) 本件起案文書及び本件検討文書等の不存在について

ア 当審査会で、令和3年6月17日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件要綱の制定及び改正に係る起案文書については、保存期間を5年としており、廃棄を決定した記録が残っている。本件検討文書等については、その保存期間を1年未満としており、短期間で廃棄している。

(イ) 本件要綱の改正内容は、法令改正等を受けての文言の整備や市の内部における事務処理方法の変更といった内容であり、本件起案文書や本件検討文書等を保有していなくても、事務に支障は生じていない。

(ウ) 本件開示請求を受けて、参考資料等として事実上文書を保有していることがないか、執務室や共有フォルダ等を探索したが、本件起案文書及び本件検討文書等の存在は確認できなかった。

イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

(ア) 本件起案文書については、当審査会が平成19年度から平成22年度までの行政文書分類表を見分したところ、「広聴に関する要綱・要領等関係書類」の保存期間欄には5年と記載があり、実施機関の説明のとおりであった。

(イ) 本件検討文書等のうち本件要綱の改正に係る部分については、これまでの改正内容が「法令改正等を受けての文言の整備や市の内部における事務処理方法の変更」であったとする実施機関の説明を踏まえると、この種の行政文書の保存期間については、実施機関が説明する1年未満の規定を適用する蓋然性は高いと認められる。保存期間1年未満の文書は業務上必要のなくなった時点で廃棄することができる文書であるから、本件要綱が改正された時点で本件検討文書等のうち本件要綱の改正に係る部分が廃棄されたとしても不自然ではない。

一方、本件検討文書等のうち本件要綱の制定に係るものの全てが、このような趣旨の改正と同様に作成から1年未満で廃棄されていたかについては、疑問が残らないわけではない。しかし、開示請求時点において、これらの文書が存在していたかという点を考察すると、検討過程に作成した文書等を起案文書より長く保存することは考え難く、本件検討文書等のうち本件要綱の制定に係る

部分もまた廃棄されていたとする実施機関の説明は、結論として不合理とは言えない。

(ウ) さらに、本件起案文書及び本件検討文書等が保存期間どおり廃棄されたとしても、文書管理システムから紙に出力された本件起案文書の写しや電磁的記録の形の本件検討文書等が残されていることも考えられる。

しかし、本件要綱の内容が、行政処分の基準といった個人の権利利益に大きな影響のある内容ではなく、前記(1)イに示すような性質のものであることを踏まえると、本件起案文書及び本件検討文書等を保存していなくても事務に特段の支障が生じるものとは考えにくく、執務室を探索しても本件起案文書及び本件検討文書等を見つけられなかったという実施機関の説明は是認できる。

(エ) また、その他、本件起案文書及び本件検討文書等を保有していると推認させる特段の事情は認められなかった。

(オ) 以上のことから、本件起案文書及び本件検討文書等は保有していないとする実施機関の説明は、是認できる。

ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年2月7日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年3月15日 (第230回第三部会) 平成30年3月26日 (第333回第二部会) 平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・諮問の報告
令和3年5月20日 (第269回第三部会)	・審議
令和3年6月17日 (第270回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和3年7月15日 (第271回第三部会)	・審議
令和3年8月19日 (第272回第三部会)	・審議
令和3年9月16日 (第273回第三部会)	・審議